

平成 28 年度 第 3 回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	平成 28 年 6 月 28 日 (火)			
開 催 場 所	役場第 2 会議室			
開 催 日 時	平成 28 年 6 月 28 日 午後 14 時 10 分 開 会			
	平成 28 年 6 月 28 日 午後 17 時 15 分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	眞栄田 昇	7 番	宮里 聡
	2 番	與那嶺 清	8 番	謝花 喜美
	3 番	與那嶺 司	9 番	玉城 卓
	4 番	田港 朝茂	10 番	米須 清和
	5 番	田場 盛喜	11 番	大竹 恭弘
	6 番	神谷 正	12 番	比嘉 真友
欠席委員番号				
議事録署名委員	3 番	與那嶺 司	7 番	宮里 聡

日程第 1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第 2 会期の日程について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	今帰仁村農業委員会会議規則第 11 条の規定により、ただ今から平成 28 年度 第 3 回今帰仁村農業委員会総会を開会します。 委員は 12 名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。
議 長 (日程第 1)	これより議事に入ります。 日程第 1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には高橋 弘子（たかはし ひろこ）さん、議事録署名委員には、3 番 與那嶺 司（よなみね つかさ）委員、7 番 宮里 聡（みやざと さとし）委員を指名します。
議 長 （日程第 2）	日程第 2 会期の日程について、本総会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、よって会期は本日 1 日間と決定します。
議 長 （日程第 3）	日程第 3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告 1 平成 2 8 年度 第 1 回新規就農相談会 報告 2 北部地区農業委員会 農業委員・職員合同研修会（伊江村） 報告 3 第 3 回県立農大誘致今帰仁村期成会決起大会へのご案内
議 長 （日程第 4）	日程第 4 議案の宣告をいたします。 議案第 8 号 農地法第 3 条の許可を要する農地等の買受適格証明願いについて 議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 10 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 11 号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第 12 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 13 号 非農地証明願いについて 議案第 14 号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第 15 号 下限面積（別段の面積）の設定について 以上です。 本日提案された議案第 8 号から第 15 号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが 1 5 件ございますので、現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）

議	長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。
		休憩（現地調査） 午後 14 時 20 分 再開 午後 16 時 46 分
議	長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第 8 号「農地法第 3 条の許可を要する農地等の買受適格証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは、私のほうから議案第 8 号「農地法第 3 条の許可を要する農地等の買受適格証明願いについて」説明いたします。 お手元の資料 1 ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて、買受適格証明願いについての内容を説明） 今回の議案第 8 号につきましては、農地法第 3 条の許可を要する農地等の買受適格証明願いの承認及び附帯決議事項の承認を得るものです。申請書類等の内容審査において、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、証明要件を満たしていると考え、買受適格証明者と判断してよいと思われます。 以上です。
議	長	ただ今、議案第 8 号の説明がおわりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
		（質疑なしの声あり）
議	長	議案第 8 号について異議ございませんか。
		（異議なしの声あり）
議	長	議案第 8 号「農地法第 3 条の許可を要する農地等の買受適格証明願いについて」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは私のほうから議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請

		について」説明いたします。 お手元の資料 2 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、3 条許可申請の内容を説明) 3 ～ 4 ページにあります【別添】「3 条調査書」のとおり、許可相当と思われます。以上です。
議	長	ただ今、議案第 9 号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なしの声あり)
議	長	ただ今、議案第 9 号について説明がありましたが、異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第 10 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局		それでは私のほうから議案第 10 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の資料 5 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、4 条申請の内容を説明) 事務局による現地確認で、申請番号 1 番については、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第 2 種農地として判断しました。以上です。
議	長	ただ今、議案第 10 号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なしの声あり)
議	長	ただ今、議案第 10 号について説明がありましたが、異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)

議 長	議案第 10 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第 11 号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第 11 号「農地転用事業計画変更承認申請について」説明いたします。 お手元の資料 6 ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて、農地転用事業計画変更承認申請についての内容を説明）以上です。
議 長	ただ今、議案第 11 号のついでの説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第 11 号について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第 11 号「農地転用事業計画変更承認申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第 12 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」説明いたします。 お手元の資料 7 ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて、5 条申請の内容を説明） 事務局による現地確認で、申請番号 1 番～6 番については、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第 2 種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、議案第 12 号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第 12 号について異議はございませんか。

		(異議なしの声あり)
議	長	議案第 1 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案 1 3 号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局 それでは、私のほうから議案第 1 3 号「非農地証明願いについて」を説明いたします。 お手元の資料 9 ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、非農地証明願いの内容を説明) 以上の農地につきましては現地調査を踏まえ、農地法第 2 条に規定する農地又は採草放牧地でないことについての可否を求めます。 以上です。
議	長	ただ今、議案第 1 3 号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なしの声あり)
議	長	議案第 1 3 号について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	議案第 1 3 号「非農地証明願いについて」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第 1 4 号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局 それでは、私のほうから議案第 1 4 号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。 お手元の資料 1 0 ページをお開き下さい。(議案書を読み上げ) ここで、申請内容及び資料確認のため、休憩をお願いします。
議	長	それでは資料確認のため、休憩します。

		休憩 午後 16 時 50分 （資料確認及び農用地利用集積計画の内容を説明） 再開 午後 17 時 05分
議	長	休憩前に引き続き再開します。事務局からの説明をお願いします。
事	務	局
		先ほど説明いたしました計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、現地調査を行い確認したところ、周辺の農地に被害をもたらす事はないと思われます。 以上です。
議	長	ただ今、議案第14号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
		（質疑なしの声あり）
議	長	議案第14号について異議はございませんか。
		（異議なしの声あり）
議	長	議案第14号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第15号「下限面積（別段の面積）について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	局
		それでは、私のほうから議案第15号「下限面積（別段の面積）の設定について」説明いたします。 お手元の資料14ページをお開きください。（議案書を読み上げ） 以上です。
議	長	ただ今、議案第15号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
		（質疑なしの声あり）
議	長	議案第15号について異議ございませんか。
		（異議なしの声あり）
議	長	議案第15号「下限面積（別段の面積）の設定について」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。

[illegible]

